

令和7年度特定建築物定期調査・検査者実務研修における質問・回答

質 問	回 答
<p>① 令和7年7月1日以降に調査を実施した建築物の定期調査報告書へ添付する平面図には防火区画を明示しなければならなくなったが、防火区画が不明な場合どうすればよいか？</p>	<p>将来的にも必要になる場合があるため、所有者等へ図面の作成を依頼してください。 資料がない等、判断が付かない場合は個別にご相談ください。</p>
<p>② 令和7年度より図面に防火区画を明示しなさいとありますが、物件が古く図示された図面がありません。 オーナー様を通して設計会社へ図面作成の確認をして頂いたところ、作成はできるが時間がかかるとの回答。 万が一、定期報告書提出時に間に合わない場合の対応はどのようにすればよいですか。 また、救済措置等はございますか？</p>	<p>提出時に間に合わない場合は、調査結果表の特記事項欄へ「防火区画については調査中」と記入して提出ください。 その場合関連する調査項目欄は記入できませんのでご注意ください。(例：4の(1)～(5)など)</p>
<p>③ 旧の調査結果 「5. 避難施設等」(28)では排煙設備の作動の状況が調査項目としてあったが、新様式では削除されている。 7月1日以降はどの項目で作動の状況を確認するのか？</p>	<p>自然排煙窓については特定建築物定期調査の「排煙口の維持保全の状況」の調査項目で実施することとなっております。 機械排煙設備については、建築設備定期検査において実施することとなっております。</p>
<p>④ 建築物調査項目で「非常用の照明装置の作動の状況」が削除されたため、設備検査対象外建築物の「非常用の照明装置の作動の状況」の確認はどうなるのか？</p>	<p>定期報告を行う必要はありません。</p>

⑤ 任意設置の非常用の照明装置について定期報告としての検査、調査の義務はあるか？	義務はありません。
⑥ 調査結果表「4. 建築物の内部」(36)(37)の調査対象は木造で延べ面積が3,000㎡を越える建築物でよろしいか。	主要構造部(床、屋根及び階段を除く)のうち自重又は積載荷重を支える部分の全部または一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたもので、延べ面積が3,000㎡を超える建築物が対象です。